

人権教育だより

市川市立第三中学校
令和4年11月4日発行
(第7号)

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

Q1.「人権」ってなんでしょう？

人権とは、誰もが生まれながらに持っている社会において幸せに生きていくための権利です。

しかし、現代でも社会生活の様々な場面で差別や虐待が起きていて、すべての人の人権が守られているとはいえない状況にあります。人間としての誇りを持ち、やさしさと思いやりがあれば、決して起こることのない出来事が社会では起きています。

学校や職場でのいじめやセクハラ、夫婦やパートナー間での暴力であるドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカー行為、児童虐待、高齢者への差別や虐待、障がい者や性的少数者に対する偏見や差別、同和(どうわ)問題、言葉や習慣等の違いによる外国人差別など、これらはすべて人権問題です。

私達が幸せな生活を送るためには、常に人権意識を持って生きることが大切です。子どももおとなも、障がいのある人もない人も、健康な人も病気を抱えている人も、それぞれ自分らしく生きようとするのが、その一歩です。

人権意識とは、自分が何よりかけがいのない尊いものであることに気づき、その大切さを育てることです。そして他の人も、同じ存在であることを認識することです。

人権は誰かが与えてくれるものではありません。私たちがひとりひとりがお互いを認め、尊重し合える社会を創っていく努力が必要なのです。

Q2.人権について市川市は何を目指しているのですか？

市川市は、すべての市民が人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重し合える社会の実現を目指しています。その実現に向けて、人権意識の高揚と、相談・救済・支援体制の充実のために、事業を実施しています。

人権を尊重するには、知識として学ぶだけではなく、日常の人間関係の中で「自分と他人に対するやさしさと思いやり」を保ち、新たな人権問題が提起された場合にも柔軟に立ち向かい、解決に向けて共に歩もうという姿勢を培うことが大切です。

Q3.人権意識の高揚のために市川市は何をしているのですか？

市川市では、人権意識の高揚のために、法務局や人権擁護委員協議会、教育委員会と連携して、様々な人権啓発活動を行っています。

<主な人権啓発活動>

- ・ 小学校での人権教室
- ・ 中学校での人権講演会
- ・ 幼稚園での人権紙芝居
- ・ 「人権擁護委員の日」を記念とした、人権相談会と人権啓発DVD上映会
- ・ いちかわ市民まつりでの、人権アンケート
- ・ 「人権週間」に併せた、人権ミニフェスタ「ヒューマンフェスタいちかわ」やこどもの人権ポスター原画展

Q4.人権の相談はどこにすればいいのですか？

皆さんがこれは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごとがありましたら法務局や人権擁護委員、市役所相談窓口にご相談ください。下記の相談窓口は、親子・夫婦・地域・職場などにおける差別・私的制裁・いじめ・体罰などの人権全般の問題について対応しています。

【常設人権相談】

場所：千葉地方法務局市川支局

日時：月曜～金曜日(休日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで 電話0570-003-110

障害のある人に対する理解を広げよう

「障害者差別解消法」をご存じですか。正確には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障害のある人もない人も障害によって分け隔てられることなく、お互いに人格や個性を尊重しあい、共に生きる社会をつくることを目指して作られました。この法律では、国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止しています。

千葉県には障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例があります

障害者差別解消法に先立ち、千葉県には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」があります。この障害者条例と障害者差別解消法を通じて、障害のある人に対する様々な差別の解消を進め、誰もが暮らしやすい千葉県づくりを進めていきましょう。